

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札に付する。

令和8年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 道路情報提供装置保守点検業務
- (2) 仕様書等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 一般国道106号ほか 岩手県内全域

2 入札予定日及び場所

入札予定日時及び場所 令和8年3月25日（水）午後 3時 30分
岩手県庁舎7階道路環境課

3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 入札日現在で、岩手県の令和7年度・8年度・9年度庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加資格者名簿のうち設備の保守管理（電気・通信設備）において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (7) 国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注する、道路情報提供装置の保守点検業務又は設備工事の実績を有すること。

4 入札保証金 免除

5 入札説明書の配布

入札説明書は、岩手県のホームページで配布する。なお、入札参加希望者は、本業務に申請するときは、岩手県のホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

6 入札参加申請書の受付期限及び提出先

入札参加希望者は、岩手県のホームページで配布する一般競争入札参加申請書（様式第3号）を、令和8年3月19日（木）午後5時までに11に示す提出先に持参又は令和8年3月18日（水）までに提出したことが証明若しくは確認できる送付方法により提出すること。

7 設計図書及び契約条項の閲覧

(1) 閲覧

令和8年3月10日（火）午前10時から令和8年3月19日（木）午後5時まで

(2) 閲覧方法

設計書（金抜き）、特記仕様書等の閲覧は、岩手県のホームページ及び岩手県県土整備部道路環境課において行う。

8 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により令和8年3月19日（木）までに11に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加資格者に対し令和8年3月23日（月）までにFAXにより送信する。

9 入札の方法等

(1) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。

(2) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) その他入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。

10 その他

(1) 6により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(2) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者の求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 入札参加申請書の提出及び問合せ先

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県県土整備部道路環境課 電話番号 019-629-5878 FAX019-629-9124